

奈良市公報

第 2 8 3 号

平成24年 8月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

○住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例…………… 1

○奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 2

規 則

○住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係規則の整備に関する規則…………… 2

告 示

○一般競争入札の実施（2件）…………… 4

○障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の廃止…………… 6

○障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の指定…………… 6

○障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業者
の指定…………… 7

○児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指
定…………… 7

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 7

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
指定…………… 8

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び
指定介護予防サービス事業者の指定…………… 8

○住居番号の設定…………… 9

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
止の届出…………… 9

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9

○放置自転車等の保管…………… 10

○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 10

○生活保護法の規定による施術者の指定…………… 10

○道路の位置指定…………… 10

○一般競争入札の実施…………… 10

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出…………… 11

○道路の位置指定…………… 11

○奈良市外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部を
改正する告示…………… 12

○奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正
する告示…………… 12

○放置自転車等の保管…………… 12

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
止の届出…………… 13

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 13

○放置自転車等の保管…………… 13

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届
出…………… 14

○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出…………… 14

○生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 14

○奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一
部を改正する告示…………… 14

○放置自転車等の保管…………… 14

○町の区域の変更案の公示（2件）…………… 15

○道路の位置指定…………… 15

○放置自転車等の保管…………… 15

公 営 企 業

○一般競争入札の実施…………… 15

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催…………… 16

農 業 委 員 会

○農地部会の招集…………… 16

○定例総会の招集…………… 17

条 例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成24年 7月 6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第34号

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例

（奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55
年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当するもの」
を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」
という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されて
いる者」に改め、同項各号を削る。

第3条第2項第1号中「又は外国人登録原票」及び
「又は登録」を削り、「若しくは名又は氏名」を「、名若
しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292
号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）
又は氏名若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」
の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、
外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をい

う。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第5条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第6項第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第9条中「第5条第6項第4号から第7号まで」を「第5条第6項第4号から第8号まで」に改める。

第11条第1項第3号中「婚姻等により氏又は名」を「氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第12条第1項中「第5条第6項第4号から第7号まで」を「第5条第6項第4号から第8号まで」に改める。

(奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第7条第3項中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削る。

(奈良市手数料条例の一部改正)

第3条 奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第14の3項中「第30条の18第1項」を「第30条の17第1項」に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において同条の規定による改正後の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録について、市長は、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、印鑑の登録の

抹消について、印鑑の登録を受けている者にその旨通知するものとする。

- 施行日の前日において旧条例の規定により印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお新条例の規定により印鑑の登録を受けることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、市長は、施行日において職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(平成24年7月6日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第35号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書中「、寡婦(寡夫)控除額」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例第28条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(平成24年7月6日揭示済)

規 則

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第51号

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第20条戸籍係の部分の第4号を削り、同部分の第5号中「在日韓国人協定永住事務」を「特例永住事務」に改め、同号を同部分の第4号とし、同部分中第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第41号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の4第2項住民係の部分中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

(奈良市民サービスセンター規則の一部改正)

第3条 奈良市民サービスセンター規則(平成4年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を削る。

(奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和55年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第9条第4号中「第5条第4項第3号」を「第5条第4項第2号」に改める。

別記第1号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「西暦」を「平成・西暦」に改め、同様式の(注)を次のように改める。

- (注) 1 太線の枠の中だけ記入してください。
- 2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録されている方は氏名に併記してください。
- 3 代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 4 この申請書により郵便又は信書便で本人に照会し、確認の上、登録することになります。
- 5 即日に登録を完了するには、本人であることを証明する文書(官公署が発行した免許証、許可証、旅券又はその職員であることを証する書面で、本人の写真に割印を押してあるもの、浮出プレスによる証印のあるもの又は特殊加工してあるものなど)が必要です。

別記第2号様式中「昭和 年 月 日」を「平成 年 月 日」に、「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に改め、同様式の(注)を次のように改める。

- (注) 1 住所は、住民基本台帳に記録してある住所を記入してください。
- 2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録されている方は氏名に併記してください。
- 3 委任事項は、該当するもの1つにをつけてください。
- 4 登録しようとする印鑑又は登録している印鑑は、鮮明に押してください。
- 5 代理人の印鑑は、必ず持参してください。

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「生年月日」を「生年月日 年 月 日」に改める。

別記第4号様式中「西暦」を「平成・西暦」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「奈

良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に改め、同様式の(注)を次のように改める。

- (注) 1 保証人は、本市において既に印鑑の登録を受けている方に限ります。
- 2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録されている方は氏名に併記してください。

別記第5号様式中

住 所	奈良市
	奈良市
	奈良市
	奈良市

を

住 所	奈良市
	奈良市
	奈良市
	奈良市
備 考	

に改

める。

別記第7号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「西暦」を「平成・西暦」に改め、同様式の(注)を次のように改める。

- (注) 1 太線の枠の中だけ記入してください。
- 2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録されている方は氏名に併記してください。
- 3 印鑑登録証を添えて(亡失の場合を除く。)申請(届出)してください。
- 4 代理人により印鑑登録証の亡失等届出又は再交付申請するときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 5 この印鑑登録証の亡失等届出又は廃止申請により印鑑の登録が抹消されます。

別記第8号様式中

住 所	
-----	--

を

住 所	
備 考	

に、

「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記第9号様式中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」に、「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、「西暦」を「平成・西暦」に改め、同様式の(注)を次のように改める。

- (注) 1 太線の枠の中だけ記入してください。
- 2 外国人住民で、通称又は片仮名表記が記録

されている方は氏名に併記してください。

- 3 印鑑登録証を必ず添えて申請してください。
- 4 登録印鑑は必要ありません。

(奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び第3号様式中「奈良市長様」を「(宛先)奈良市長」に改め、「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に第4条の規定による改正前の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則及び第5条の規定による改正前の奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成24年7月6日揭示済)

告 示

奈良市告示第414号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年7月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
二条線街路改良工事ほか16件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年7月2日揭示済)

奈良市告示第415号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年7月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 件名

奈良市地域イントラネット機器等更改事業

(2) 事業範囲

本事業を大別すると次のとおりとなります。

ア 機器等の調達

機器等の賃貸借

イ 設計

ネットワーク設計、機器設定の設計

ウ 機器の設定

機器の設定変更

エ 作業

機器等の搬入出/設置、電源工事等

オ 保守

システム・ソフトウェア保守

(3) 本稼働の予定

平成25年3月1日から本稼働します。

(4) 奈良市地域イントラネット機器更改に係る仕様

詳細な仕様は、別添1「入札仕様書」のとおり

(5) 作業実施場所

「(資料-1)接続拠点一覧」に記載のとおり

2 契約方法

(1) 契約名

- 奈良市地域イントラネット機器等の賃貸借
- (2) 賃貸借期間
平成25年 3月 1日～平成30年 2月28日 (60ヶ月分)
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (3) 設置場所
「(資料-1) 接続拠点一覧」に記載のとおり
- (4) 契約条項
別添2「奈良市地域イントラネット機器等の賃貸借契約書(案)」のとおり
- (5) 付帯事項
ア 機器賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とします。
イ 賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、奈良市担当者と協議のうえ、無償にて速やかに物品を撤去することとします。
- 3 入札参加資格
平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、入札参加希望種目(第1～第3希望)のいずれかが「I2:通信機器」、「Q1:賃貸」、若しくは「S2:電算機器関係リース」として登録されている者で、次の条件に定める基準をすべて満たすものとします。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対して、本事業と同規模程度のネットワーク構築及び保守契約の実績があること。
- 4 入札保証金に関する事項
入札保証金は免除します。
- 5 入札条件
- (1) 入札の方法は、持参入札とします。入札書(様式第1号)に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載してください。
- (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者

- 以外の者は、入札執行前に必ず委任状(様式第2号)を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとします。
- (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができません。
- (4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめることがあります。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合があります。
- (5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とします。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行います。
- (7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約希望金額は、月額賃貸借料とし、事業に係るすべての費用を含むものとします。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。
- (9) この契約は長期継続契約とします。
- 6 入札参加申請について
この入札に参加する者は、次の申請書類を提出期間内に提出したうえで、入札参加承認(不承認)書による承認を受けなければなりません。
- (ア) 入札参加資格審査申請書(様式第3号)
※「入札参加承認(不承認)書」郵送用の返信用封筒(切手付き)を添付すること。
- (イ) 保守体制整備証明書(様式第4号)
- (ウ) 業務実績証明書(様式第5号)
※納入・構築・保守業務実績について、実施主体者毎に「業務実績証明書(様式第5号)」を提出することとし、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。
なお、業務実績は、過去5年間に、国・地方公共団体等に対して行った本事業と同規模程度のネットワーク関連事業とする。
- (エ) 適合規格承認申請書(様式第6号)
※メーカーのカatalog(商品名・規格、性能等を記載のもの)又は技術資料等仕様を証明するものも添付すること。
- (オ) ネットワーク構成図
※「適合規格承認申請書(様式第6号)」に記載の機器構成、数量、接続形態、ポート収容構成、

設置場所がわかるものとする。
なお、様式は「(資料-2) 機器構成図」を参考にする。

- (カ) 構築業務体制表 (様式自由)
- (キ) 保守連絡体制表 (様式自由)
- (ク) 入札告示日において、本事業の構築主体者が、ISO9001 (品質マネジメントシステム) 並びにISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を受けていることを証明する書類の写し

- (1) 提出部数
各1部
- (2) 提出期間
平成24年7月2日(月) から同年7月13日(金) までの土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法
事前連絡の上、提出場所へ直接持参すること。
- (4) 提出場所
奈良市総合政策部情報政策課 (担当: 情報化推進係)
所在地: 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階
電話番号: 0742-34-4768 (直通)

- 7 入札参加申請書等の配布
 - (1) 日時
平成24年7月2日(月) から同年7月13日(金) まで
 - (2) 掲載ホームページURL
<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市ホームページ内>

- 8 現状資料 (ネットワーク系統・構成図、既存システム一覧等) の閲覧
「3 入札参加資格」に該当する者は、現状構成に係る資料を閲覧することができます。

「15 問い合わせ先」まで事前連絡の上、閲覧場所にお越しください。

- (1) 期間
平成24年7月3日(火) から同年7月12日(木) までの土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階
情報政策課内

- 9 入札参加承認について
入札参加申請書を提出した者には、入札参加承認(不承認) 書により、その可否を通知します。
可否通知は平成24年7月20日(金) までに「入札参加申請書(様式第3号)」に記載されたメールアドレスに送付し、原本(公印を押印したもの) については後日郵送します。
- 10 入札の日時及び場所
平成24年7月24日(火) 午後1時30分から
奈良市庁舎 中央棟1階 入札室
以下省略
(平成24年7月2日揭示済)

奈良市告示第416号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2項の規定に基づき告示します。

平成24年7月2日
奈良市長 仲川元庸
1 廃止年月日 平成24年6月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101464	介護のみき株式会社	635-0013	奈良県大和高田市昭和町2-33	介護のみき新大宮店	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目4-13 コーポ・オオミヤ205	居宅介護 重度訪問介護

(平成24年7月2日揭示済)

奈良市告示第417号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました

2 指定事業者

ので、同法第51条第1項の規定に基づき告示します。
平成24年7月2日

奈良市長 仲川元庸
1 指定年月日 平成24年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101787	株式会社サークル	639-1123	奈良県大和郡山市筒井町222番地7	さーくる・ケアサービス	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目4-13番地 コーポ・オオミヤ205号	居宅介護

2910101787	株式会社 サークル	639-1123	奈良県大和郡山 市筒井町222番 地7	さーくる・ ケアサービ ス	630-8115	奈良県奈良市大宮町 六丁目4-13番地 コーポ・オオミヤ205 号	重度訪問介護
2910101795	株式会社 ツクイ	233-0002	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良	630-8314	奈良県奈良市川之上 突抜町10-1	居宅介護
2910101795	株式会社 ツクイ	233-0002	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良	630-8314	奈良県奈良市川之上 突抜町10-1	重度訪問介護
2910101795	株式会社 ツクイ	233-0002	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	ツクイ奈良	630-8314	奈良県奈良市川之上 突抜町10-1	同行援護
2910100375	社会福祉法 人福寿会	631-0803	奈良県奈良市山 陵町1085	平城園ホーム ヘルプス テーション	631-0811	奈良県奈良市秋篠町 1567	同行援護

(平成24年 7月 2日 掲示済)

奈良市告示第418号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17
第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定し
2 指定事業者

ましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき
告示します。

平成24年 7月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成24年 7月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100181	有限会社ヤ マキ代務サ ービス	630-8341	奈良県奈良市南 城戸町28	ライサポ介 護支援セン ター	630-8141	奈良県奈良市南京終 町三丁目397-2	計画相談支援

(平成24年 7月 2日 掲示済)

奈良市告示第419号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項
第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しまし
2 指定事業者

たので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示
します。

平成24年 7月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 平成24年 7月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100257	有限会社ヤ マキ代務サ ービス	630-8341	奈良県奈良市南 城戸町28	ライサポ介 護支援セン ター	630-8141	奈良県奈良市南京終 町三丁目397-2	障害児相談支 援

(平成24年 7月 2日 掲示済)

奈良市告示第420号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水
道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のと
おり公示します。

その関係図書は、平成24年 7月 2日から2週間、本市建
設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年 7月 2日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川 元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年 7月 17日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園中三丁目、大和田町、中山町、敷島町一丁
目、尼辻南町、法蓮町、柴屋町、南紀寺町四丁目及び奈
良阪町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
杣川幹線-48	奈良市学園中三丁目1542-168	奈良市学園中三丁目1542-42
流域富雄川幹線NO. 12-6	奈良市大和田町285-2	奈良市大和田町90-2
押熊第2幹線-73	奈良市中山町1779-2	奈良市中山町1779-11
敷島幹線-153	奈良市敷島町一丁目543-40	奈良市敷島町一丁目542-3
平松幹線-99	奈良市尼辻南町51	奈良市尼辻南町55
平松幹線-100	奈良市尼辻南町53-13	奈良市尼辻南町54-2
平松幹線-101	奈良市尼辻南町53-13	奈良市尼辻南町53-3
芝辻幹線-31	奈良市法蓮町82-4	奈良市法蓮町83
芝辻幹線-32	奈良市法蓮町82-3	奈良市法蓮町84-2
横井幹線-153	奈良市柴屋町103-3	奈良市柴屋町66-4
北永井幹線-343	奈良市南紀寺町四丁目115-18	奈良市南紀寺町四丁目115-1
青山北幹線-29	奈良市青山一丁目14	奈良市青山一丁目9

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市青山一丁目6番地 青山清水園
(平成24年7月2日揭示済)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により公示します。

平成24年7月2日

奈良市告示第421号

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105538	〒631-0814 奈良市秋篠三和町一丁目1-7-101	I K I - I K I	〒675-1328 兵庫県小野市二葉町970番地38	株式会社 ヨシケイ こうべ	平成24年 7月1日
2970105546	〒630-8113 奈良市法蓮町635-1 山末ビル305	介適くらぶ	〒630-8113 奈良市法蓮町635-1 山末ビル305	株式会社 Y T O	平成24年 7月1日
2970103947	〒630-8431 奈良市窪之庄町116-1	特別養護老人ホーム リノ	〒630-8425 奈良市鹿野園町1584番地 の2	社会福祉法人 史明 会	平成24年 7月1日
2970105512	〒630-8115 奈良市大宮町六丁目4-13 番地コーポ・オオミヤ 205号	さーくる・ケアサー ビス	〒639-1123 大和郡山市筒井町222 番地7	株式会社 サークル	平成24年 7月1日
2970105520	〒630-8141 奈良市南京終町七丁目 540-5	デイサービス温（ぬ くもり）	〒630-8261 奈良市北市町89-2	有限会社 ティ・エ ス企画	平成24年 7月1日

(平成24年7月2日揭示済)

奈良市告示第422号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び

指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により公示します。

平成24年7月2日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105553	〒631-0824 奈良市西大寺南町2371 - 1	介護付有料老人ホーム らくじ苑 大和西大寺	〒630-8108 奈良市法蓮佐保山一丁目 8-30	株式会社 らくじ会	平成24年 7月 1日

(平成24年 7月 2日 掲示済)

(平成24年 7月 3日 掲示済)

奈良市告示第423号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年 7月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

奈良市告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年 7月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成24年 5月31日
名称	主たる事務所の所在地		
ぼればれ奈良公園	奈良県奈良市西笹鉾町40番地 2階	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成24年 5月31日 平成24年 5月31日 平成24年 5月31日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2-15		
ぼればれ学園前	奈良県奈良市鶴舞東町 2-26第 2 岡田ビル 2階	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成24年 5月31日 平成24年 5月31日 平成24年 5月31日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2-15		

(平成24年 7月 3日 掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年 7月 3日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防支援事業（介護予防計画作成）	平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日
名称	主たる事務所の所在地		
ぼればれ四条大路	奈良県奈良市四条大路二丁目860-1 2階	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防支援事業（介護予防計画作成） 介護予防 訪問介護	平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2-15		
ぼればれ登美ヶ丘	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2-15	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防支援事業（介護予防計画作成） 介護予防 訪問介護	平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日 平成24年 6月 1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2-15		

(平成24年7月3日揭示済)

奈良市告示第426号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年7月3日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
 原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成24年7月3日揭示済)

奈良市告示第427号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年7月4日

奈良市長 仲川元庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日
竹田水道工業株式会社	代表取締役 竹田 知弘	奈良市中町4891番地 の4	平成24年 7月3日

(平成24年7月4日揭示済)

奈良市告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年7月4日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
川村 千代		柔道整復	平成24年 5月1日
やすらぎの整骨院（川村 千代）	奈良県奈良市小川町1番地		
立田 和也		柔道整復	平成24年 5月1日
やすらぎの整骨院（立田 和也）	奈良県奈良市小川町1番地		

(平成24年7月4日揭示済)

奈良市告示第429号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年7月4日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市西城戸町1番地の4
申請者氏名	株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
道路の位置	奈良市川之上突抜南方町15番の一部
道路の幅員	最大4.05m 最小4.02m
道路の延長	34.95m
指定年月日	平成24年7月4日
指定番号	第24003号

(平成24年7月4日揭示済)

奈良市告示第430号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年7月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項

項目	概要																
業務名	平成24年度奈良市教育ビジョン見直しにかかるアンケート調査業務	を有する事業者であること。															
業務内容	奈良市教育ビジョンの後期計画策定にあたって、教育委員会内部の評価とあわせて、市民へのアンケート調査を実施することにより、市民の意見を反映した効果的な施策展開を図る。	3 募集要項等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成24年 7月 5日 (木) から 7月17日 (火) まで (日曜日、祝日及び土曜日を除く。) 午前 9時から午後 5時まで (正午から午後 1時までを除く。) (2) 場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 北棟 3 階 奈良市教育委員会 教育総務部教育政策課															
委託期間	契約日から平成24年12月25日まで	4 入札参加申請受付の日時及び申請方法 (1) 日時 平成24年 7月 5日 (木) から 7月17日 (火) まで (日曜日、祝日及び土曜日を除く。) 午前 9時から午後 5時まで (正午から午後 1時までを除く。) (2) 提出方法 直接持参 (3) 提出場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 北棟 3 階 奈良市教育委員会 教育総務部教育政策課															
調査区域	奈良市全域	5 入札及び開札の日時及び場所 (1) 入札の日時 平成24年 7月25日 (水) 午後 1時30分 (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札 (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室															
契約形式	委託契約	以下省略 <p style="text-align: right;">(平成24年 7月 4日揭示済)</p>															
<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。</p> <p>(1) 平成24年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 関西に本店を有する者又は関西に支店・営業所等を有し、かつ、契約締結の権限を有する代理人を置く者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること (会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 過去 2 年以内において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績 (平成22年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日の間に完了した業務)</p>		<p>奈良市告示第431号</p> <p>身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則 (昭和62年奈良市規則第29号) 第 3 条の規定により告示します。</p> <p>平成24年 7 月 5 日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲 川 元 庸</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1668 327 1724">医師の氏名</th> <th data-bbox="327 1668 686 1724">医療機関の名称</th> <th data-bbox="686 1668 981 1724">医療機関の所在地</th> <th data-bbox="981 1668 1220 1724">診療科目及び障害名</th> <th data-bbox="1220 1668 1437 1724">辞退年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1724 327 1803">中原 道彦</td> <td data-bbox="327 1724 686 1803">医療法人岡谷会 佐保川診療所</td> <td data-bbox="686 1724 981 1803">奈良市今在家町38番地</td> <td data-bbox="981 1724 1220 1803">内科 (肢体不自由)</td> <td data-bbox="1220 1724 1437 1803">平成20年 5 月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1803 327 1892">布谷 隆治</td> <td data-bbox="327 1803 686 1892">医療法人応篤会 奈良東九条病院</td> <td data-bbox="686 1803 981 1892">奈良市東九条町752番地</td> <td data-bbox="981 1803 1220 1892">内科 (心臓機能障害)</td> <td data-bbox="1220 1803 1437 1892">平成24年 4 月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成24年 7 月 5 日揭示済)</p>		医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日	中原 道彦	医療法人岡谷会 佐保川診療所	奈良市今在家町38番地	内科 (肢体不自由)	平成20年 5 月31日	布谷 隆治	医療法人応篤会 奈良東九条病院	奈良市東九条町752番地	内科 (心臓機能障害)	平成24年 4 月30日	<p>基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第10条の規定により公告します。</p> <p>平成24年 7 月 6 日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲 川 元 庸</p>
医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日													
中原 道彦	医療法人岡谷会 佐保川診療所	奈良市今在家町38番地	内科 (肢体不自由)	平成20年 5 月31日													
布谷 隆治	医療法人応篤会 奈良東九条病院	奈良市東九条町752番地	内科 (心臓機能障害)	平成24年 4 月30日													
<p>奈良市告示第432号</p> <p>建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築</p>																	

申請者住所	奈良市恋の窪一丁目10番14号	奈良市芝辻町二丁目11番50
申請者氏名	株式会社 松田組 代表取締役 松田 英男	たかつじ商事株式会社 代表取締役 高辻 良成
道路の位置	奈良市芝辻町二丁目196番9の一部、203番8、203番9、196番7の一部及び202番5	
道路の幅員	最大6.863m 最小6.813m	
道路の延長	13.807m	
指定年月日	平成24年7月6日	
指定番号	第23013号	

(平成24年7月6日揭示済)

奈良市告示第433号

奈良市外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年7月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成5年奈良市告示第347号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

(対象者)

第3条 この要綱の規定により給付金の支給を受けることができる者は、本市に居住する重度心身障害者である外国人又は外国人であった者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民（同法第30条の45にいう外国人住民を含む。）として登録されている者であること。
- (2) 昭和57年1月1日（以下「基準日」という。）現在、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法の定めるところにより日本国内に居住地登録をしていた者であること。
- (3) 基準日前に20歳に達していた者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 基準日前に重度心身障害者であった者

イ 基準日以後に重度心身障害者となったが障害認定日（初診日から起算して1年6箇月を経過した日又はその期間内に傷病が治った場合においてはその治った日をいう。）が基準日前であり、かつ、当該障害認定日前に20歳に達していた者

第3条第2項第1号中「生活保護を受けている者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者」を加える。

第5条第1項第2号中「外国人登録済証明書又は」を削る。

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(平成24年7月6日揭示済)

奈良市告示第434号

奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年7月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成6年奈良市告示第358号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

(対象者)

第2条 この要綱の規定により給付金の支給を受けることができる者は、本市に居住する外国人又は外国人であった者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた者であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民（同法第30条の45にいう外国人住民を含む。）として登録されている者であること。
- (3) 昭和57年1月1日現在、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法の定めるところにより日本国内に居住地登録をしていた者であること。

第2条第2項第1号中「生活保護を受けている者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者」を加える。

第4条第1項第1号中「外国人登録済証明書又は」を削る。

附 則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(平成24年7月6日揭示済)

奈良市告示第435号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成24年 7月 6日

3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成24年 7月 6日揭示済)

奈良市告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年 7月 9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年 6月30日 平成24年 6月30日
名称	主たる事務所の所在地		
介護のみき新大宮店	奈良県奈良市大宮町六丁目 4-13コーポ・オオミヤ 205号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年 6月30日 平成24年 6月30日
介護のみき株式会社	奈良県大和高田市昭和町2 -33		

(平成24年 7月 9日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年 7月 9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年 7月 1日 平成24年 7月 1日
名称	主たる事務所の所在地		
介適くらぶ	奈良県奈良市法蓮町635-1 山末ビル305	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年 7月 1日 平成24年 7月 1日
株式会社YTO	奈良県奈良市法蓮町635-1 山末ビル305		
IKI-IKI	奈良県奈良市秋篠三和町一丁目 1-7-101	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年 7月 1日 平成24年 7月 1日
株式会社ヨシケイこうべ	兵庫県小野市二葉町970番地 38		
さーくる・ケアサービス	奈良県奈良市大宮町六丁目 4-13コーポ・オオミヤ 205号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年 7月 1日 平成24年 7月 1日
株式会社サークル	奈良県大和郡山市筒井町222番地 7		

(平成24年 7月 9日揭示済)

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 7月 9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第438号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成24年7月9日
 3 移動対象区域
 近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
 以下省略
 (平成24年7月9日揭示済)

奈良市告示第439号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
 平成24年7月11日
 奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山本 さちよ		あんま	平成24年 3月31日
やすらぎの整骨院(山本 さちよ)	奈良県奈良市小川町1番地		

(平成24年7月11日揭示済)

奈良市告示第440号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。
 平成24年7月11日
 奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市西木辻町119-4-102	有限会社キョウワ	平成23年 10月1日
新	ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市南京終町二丁目322-9	有限会社キョウワ	

(平成24年7月11日揭示済)

奈良市告示第441号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
 平成24年7月11日
 奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日

おうとくクリニック	奈良県奈良市三条本町8番1号	平成24年7月1日
医療法人三谷医院分院	奈良県奈良市神殿町164番地1 神殿マンション3号棟101号室	平成24年7月2日
シンバシ薬局 奈良富雄店	奈良県奈良市富雄北一丁目1-4 岡ハイツ101号	平成24年7月1日

(平成24年7月11日揭示済)

奈良市告示第442号

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成24年7月12日

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市家庭用ソーラーパネル設置補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第285号)の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第4号中「ご案内」の次に「又は再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内の写し」を加える。

別記第1号様式中

(4) 太陽光発電に関する電力受給契約のご案内 (電力受給契約の内容が記載されているもの)	を に
(4) 「太陽光発電に関する電力受給契約のご案内」又は「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し (電力受給契約の内容が記載されているもの)	

改める。

附 則

この告示は、平成24年7月12日から施行する。

(平成24年7月12日揭示済)

奈良市告示第443号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
 平成24年7月12日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年7月12日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年 7月12日揭示済)

奈良市告示第444号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成24年 7月12日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	二名町及び中登美ヶ丘四丁目の各一部	中登美ヶ丘五丁目
	押熊町、二名町及び中登美ヶ丘三丁目の各一部	中登美ヶ丘六丁目の一部

別図1及び別図2省略

(平成24年 7月12日揭示済)

奈良市告示第445号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成24年 7月12日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	奈良阪町の一部	法蓮佐保山四丁目の一部

別図1及び別図2省略

(平成24年 7月12日揭示済)

奈良市告示第446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年 7月13日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	東大阪市水走4丁目9番3号
申請者氏名	オーエッチ工業株式会社 代表取締役 清水 義道
道路の位置	奈良法蓮町328番1の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	24.79m
指定年月日	平成24年 7月13日
指定番号	第24004号

(平成24年 7月13日揭示済)

奈良市告示第447号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 7月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年 7月13日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年 7月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年 7月2日

奈良市水道事業管理者
池田 修

- 1 入札に付する事項

送・配水管、奈良市柏木町・西大寺赤田町二丁目地内ほか1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所
水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時
別表のとおり

以下省略

(平成24年7月2日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

平成24年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年7月5日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成24年7月10日（火）
午前10時から

- 2 場所
奈良市立佐保小学校 会議室
- 3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 奈良市学校規模適正化検討委員会委員について
- (2) 奈良市教育ビジョン懇話会委員について
- (3) 平成24年度奈良市特別支援教育連携協議会委員の委嘱及び任命について

議事

議案第22号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第23号 平成24年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第24号 平成24年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命について

議案第25号 奈良市立京西中学校における学校評議員の解嘱及び委嘱について

議案第26号 平成24年度奈良市少年指導委員の委嘱について

議案第27号 平成25年度奈良市立幼稚園園児募集要項及び平成25年度奈良市立認定こども園幼稚園園児募集要項について

議案第28号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則の制定について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 6月～7月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は20名で、定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年7月5日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会平成24年7月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年7月6日

奈良市農業委員会
農地部長 吉村元志

- 1 日時
平成24年7月13日（金） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及

- び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- （平成24年 7月6日揭示済）

奈良市農業委員会告示第12号

平成24年度奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成24年 7月13日

奈良市農業委員長 大西 崇 夫

- 1 日時
平成24年 7月20日（金） 午後2時
 - 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
 - 3 建議要望
(1) 平成25年度農業施策に関する建議要望
 - 4 議案
(1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について
 - 5 報告
(1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明願について
- （平成24年 7月13日揭示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。